

## 三條西家と細川幽齋

——『後水尾院初期歌壇の歌人の研究』（高梨素子氏著）をめぐって——

小 高 道 子

細川幽齋は、三條西実枝から受けた古今伝受を、智仁親王をはじめ

とする門弟に相伝した。その内容については、細川幽齋の古今伝受をはじめ、考察を加えてきた。同時代の古今伝受ならびに堂上歌壇について先年、高梨素子氏により『後水尾院初期歌壇の歌人の研究』が刊行されたが、同氏はその中で、例えば「三條西実条については、実条をまともに取り上げたほとんど論文がない状態であったが」「実条に関わつての幽齋の古今伝受について整理したが、この様な観点からの整理は今までなされていない」とされた。

幽齋から三條西公国および実条への古今伝受については日本近世文学会で口頭発表した後「二つの返し伝受」（『梅花短大国語国文』一〇号、以下拙論1とする）で検討したが、参照さへされずに「実条をまともに取り上げたほとんど論文がない」とされた（数に数えられない理由も記されていない）。そればかりか「実条に関つて幽齋の古今伝受について整理したが、この様な観点からの整理は今までなされていない」

とまで断言された。

しかしながら、先行研究を一切無視して「ほとんど論文がない」とするからには、それらの論文を否定する根拠とともに、「まとも」な「取り上げ」方を提示すべきであろう。本稿では、細川幽齋と三條西家についてこれまでに記した拙論を整理して、改めて検討を加えたい。

### 一 三條西実枝から細川幽齋への古今伝受

三條西実枝から細川幽齋への古今伝受については「三條西実枝の古今伝受」（『和歌の伝統と享受』平成八年、風間書房刊、以下、拙論2とする）で検討した。その中で細川幽齋が実枝に提出した誓状の文面についても検討を加えている。すでに伊地知鐵男氏が『圖書寮典籍解題 続文学篇』で指摘されている通り、古今伝受の誓状と証明状には繁簡両種があり、中間のものは見られない。また、同書の指摘通り、

繁雑な形式の誓状は幽齋が実枝に提出した誓状以降にみられることから、古今伝受を三条西家の門外に出す際に、実枝がこれまでとは異なる形式の誓状を準備して、細川幽齋に提出させたと考えられた。

ところが、高梨氏はこうした検討をすべて無視して、次のごとく記された。

幽齋の書状は、禁制の内容を詳しく書き（中略）、多くの神罰を挙げて複雑である。それが実枝の指示によるものでなければ、幽齋の古今伝受に対する真摯な態度を反映するものであろう（214）

古今伝受の誓状は弟子が勝手に起草するのではなく、師から与えられた文章をそのまま記して提出することは、「東常縁の古今伝受」（『和歌文学研究』44号）などですでに検討した。改行の位置まで一致する誓状や証明状が存在することも、師の指示により誓状を記して提出することを伺わせる。高梨氏は、「これらの検証を、一切「まともに」「取り上げ」ず、「それが実枝の指示によるものでなければ」と仮定して推論を進めている。しかしながら、「実枝の指示によらず幽齋自身が書いたと推論する根拠も、実枝の指示とする事に対する反論も記されていない。

細川幽齋が伝受した古今伝受は、実枝の意志により、古今伝受の形式が大きく変化している。さらに、細川幽齋から公国への古今伝受では、その相伝が実枝の遺志に基づくものであることが明記されている。こうしたことから、幽齋が提出した誓状の文章が、「実枝の指示によるものでないことは想像しにくい。それゆえ、この文章を「幽齋の

古今伝受に対する真摯な態度を反映するもの」と位置づけることは出来ないであろう。

## 二 免許という事

実枝は古今伝受の最終段階に「免許」という一段階を設け、免許を持たないものは他に相伝することを禁じた、と推論した。これに対して高梨氏は、

実枝は幽齋に免許は与えなかったとするが、それでは、後年の智仁親王への伝受が行えないことになる。（223、注29）

とされた。それでは、細川幽齋から智仁親王の古今伝受は、実枝の意向に沿ったものであるうか。幽齋が智仁親王をはじめとする三条西家以外の門弟に古今伝受を相伝することを実枝が認めていたとするなら、幽齋が三条西家以外に古今伝受を相伝したことを批判した『古今伝受日記』の「幽齋八家へ返入契約バカリにて、他所へ伝受の免許八なかりし也」という記事は、いかなる根拠で記されたのであろうか。少なくとも誓状を提出した時点において、実枝はいうまでもなく、幽齋自身も、公国以外への古今伝受は想定していなかったとすべきであろう。

拙論2では、こうした記事をも引用・検討した上で、実枝が古今伝受の最後に「免許」という一段階を加えて、免許を持たずに他に相伝

することを禁じ、それにあわせて誓状の形式を変化させたと推論した。「免許」の一段階を加えたのは、実枝の事情であり、公国に返し伝受を行うまでは、幽齋も実枝の意向に忠実であったと考えられる。公国の早逝によって、再び唯一の古今伝受継承者となった幽齋が、誓状に「与他流混乱」を禁じられている事に反して、その間に収集した三條西家以外の古今伝受資料をあわせて三條西実条に相伝することは、幽齋にとつても、三條西家にとつても差し障りがあることであつたらう。実枝が誓状を変化させて、他流と混乱させることを禁じたことも、実条への相伝が後回しになった理由の一つであろう。実条への古今伝受が特別な形式で行なわれたことについてはすでに拙論<sup>1</sup>で検討している。

また、実条への古今伝受が短期間であつたことについて、高梨氏は「一つには幽齋の七十一歳という年令、また一つには幽齋の多忙が考えられる」(217)とされているが、細川幽齋は、高齢になる前に、実条以外の門弟に古今伝受を相伝している。細川幽齋の古今伝受を継承した智仁親王は、三條西実条よりも年少である。智仁親王への相伝を優先したことから、幽齋や門弟の年齢以外の要素を考えるべきであろう。

このほかに、例えば細川幽齋から烏丸光広、中院通勝などへの古今伝受については「細川幽齋の古今伝受」(『国語と国文学』昭和五十五年八月号)などで、すでに検討を加えている。智仁親王に倣つていうなら「若年」の論ゆえ、不十分な点も多いであらう。多くの研究者

により再検討を重ねられ、当時の歌壇の実態が明らかになることは喜ばしい限りである。しかしながら、いくら拙いものであつても、学会誌などに発表した論文である。根拠も示されないうまま「まともに取り上げたほとんど論文がない」と、無視された拙論ではあるが、三條西家と細川幽齋というごく一部に限定して、拙論を紹介し、反論とした

い。